

1歳児クラスの令和5年(2023年)4月入園 入園予約制度のご案内



箕面市教育委員会子ども未来創造局保育幼稚園利用室
〒562-0003 箕面市西小路4-6-1(子ども総合窓口)
電話：072-724-6791/FAX：072-721-9907

1. 入園予約制度について

入園予約制度とは、4月入園できることを早期にお知らせするもので、早ければ9月中旬頃に地域の内定通知をお届けします。保育施設の決定は1月末頃です。入園予約制度のご利用を希望するかたは、下記の手続きにより申込みをしてください。

2. 申込み期間・方法

窓口受付：令和4年(2022年)6月27日(月)～令和4年(2022年)9月5日(月)
箕面市役所別館2階子ども総合窓口
月曜日から土曜日(祝日を除く) 午前8時45分から午後5時15分まで

郵送受付：令和4年(2022年)6月27日(月)～令和4年(2022年)9月5日(月)必着

※新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、郵送受付いたします。必ず別紙「郵送申込時提出書類等チェックシート」をご確認いただき、簡易書留、特定記録郵便、レターパックなど追跡可能な郵便でご提出ください。令和4年(2022年)9月5日(月)必着。

※期限を過ぎると受け付けはできませんので、必ず期間内に市役所別館2階子ども総合窓口へ来庁いただくか、郵送にてお申し込みください。豊川・止々呂美支所では受け付けていません。

※受け付けの先着順によって選考結果が変わることはありません。

3. 対象児童

令和3年(2021年)4月2日から令和4年(2022年)4月1日までに生まれた児童

保護者が以下の保育を必要とする事由に該当する箕面市内在住の児童(申込時に箕面市に居住しており、住民登録のあるかたに限り、また、現在認可保育施設に在籍している転園希望のかたは対象外です。)

令和4年度0歳クラスの年度途中の入園を希望されるかたは入園予約制度を利用できません。また、育児休業延長の手続きのために保育園入園待機通知の交付をご希望のかたは、別途手続きが必要です。

<保育を必要とする事由>

- ①居宅外で仕事をしている※
- ②居宅内で児童と離れて日常の家事以外の仕事をしている※
- ③妊娠中に入院、または出産月を含む前または後2か月
- ④病気、負傷または心身に障害がある
- ⑤長期にわたる病気や心身に障害がある親族を常に介護している
- ⑥震災、風水害、火災などの災害の復旧にあたっている
- ⑦学生である
- ⑧その他、箕面市教育委員会教育長が特に認めた場合(児童に発達上支援を要し、集団保育が望ましい場合(支援保育)など。なお、支援保育については、申込みの前に、子ども総合窓口にご相談ください。)

※週平均4日以上かつ一日概ね4時間以上の就労等により家庭で児童の保育ができないかたを対象とします。申込時に求職中の場合は、入園後2か月以内に勤務に就き、「勤務証明書」を提出してください。



4. 各保育施設の開園時間・休園日・保育時間等について

(1) 開園時間

各保育施設の開園時間については、別紙『箕面市保育施設一覧』で、ご確認ください。

(2) 休園日

- ①日曜日
- ②「国民の祝日に関する法律」に規定する休日
- ③年末年始(12月29日から1月3日まで)

※幼稚園型認定こども園は土曜日も休園日となります。

(3) 保育時間について

- * 保育時間は、通勤時間＋勤務時間で父母の短いほうで決まります。(例: 父が通勤時間30分で勤務時間8時間、母が通勤時間1時間で勤務時間8時間のどちらも9時から18時までの勤務の場合、父の通勤時間＋勤務時間で保育時間が決まるため、父の時間に合わせて送迎が必要になります。)
- * 特に土曜日の保育については、原則として就労要件で父母ともに土曜日勤務のあるかたのみ利用可能です。(父母ともに土曜日勤務があることが証明された勤務証明の提出が必要になります。)
- * 勤務状況などの確認のため、シフト表などをご提出いただく場合がありますので、提出の依頼があった場合はご協力をお願いいたします。

5. 申込みに必要な書類

申込みに必要な書類は、児童一人につき1枚必要ですが、(3)、(5)～(7)、(9)については、複数児童の申込みをされる場合、原本を一部提出していただければ、後はコピーで受け付けが可能です。(ご自身でコピーを人数分ご用意ください。)

(1) 教育・保育給付認定申請書兼利用調整申込書

- * 保育が必要であるという認定を受けていただくための申込書です。(保育施設を利用するみなさんに認定を受けていただく必要があります。)

(2) 保育施設に関する同意書兼誓約書

- * 必ず内容をよく確認し、署名のうえ、申込みの際に提出してください。

(3) 世帯調書・(4) 児童調書

- * 該当する箇所にチェックまたはマルをつけ、必要事項を記入してください。



(5) 保育が必要な理由を証明する書類 (父母それぞれの勤務証明書など)

保育が必要な理由		勤務証明書	
		記載箇所	添付書類及び注意事項
就労	会社などに雇用されているかた	1 会社や官公庁等に雇用されている場合	<ul style="list-style-type: none"> ●勤務先で証明を受けてください。 ●就労内定のかたも証明を受けてください。
	本人または親族が事業をしている場合 (自営業等)	2 自営の場合 ※事業主が記入、押印のうえ申告してください。	<ul style="list-style-type: none"> ●以下の添付書類が必要です。 【事業主の場合】 税務署に提出されている「開業届出書(控)」または保健所等から交付される「営業許可証(写)」 (※どちらも提出できない場合は確定申告書(控)第一表及び第二表等、事業による収入を確認できるものでも可) 【自営専従者の場合】 青色事業専従者給与に関する届出書 【自営業開業予定の場合】 店舗予定地の賃貸契約書や開業経費の支出明細等 (自営業を開始できることが確認できるもの)
妊娠・出産 (出産月を含む前 または後2か月)	3 傷病・出産・看護の場合		<ul style="list-style-type: none"> ●「出産」の場合は母子健康手帳のコピーもしくはマタニティカレンダーでも可 ●「疾病」の場合は、医師から市の診断書様式に証明を受けてください。 ●「介護」が理由の場合は、介護の対象となるかたのケアプラン、サービス利用票なども合わせて提出してください。
疾病			
介護			
内職	4 内職の場合		●発注先で証明を受けてください。
就学			●在学証明書と授業の時間割表(カリキュラム)を添付してください。
災害復旧			●罹災証明書を添付してください。

- * 提出された書類はお返しできませんので、控えが必要な場合はあらかじめコピーを取るなどしてください。
- * 不備書類は受け付けできないことがあります。押印等もれのないようご注意ください。

(6) 勤務実績報告書（父母それぞれ2か月分。求職中のかたは提出不要です。）

- * 勤務先に証明を受けるか、2か月分の給与明細のコピーを提出してください。
- * 育児休業から復職するかたは、産前休暇前の実績2か月分を提出してください。
- * 内定のかたは、予定の勤務日数、支給額等について証明を受けてください。



(7) 所得を証明する書類（海外での収入があるかたのみ）

- * 令和3年(2021年)1月～令和3年(2021年)12月までの年収の額(税や保険料等の控除前の額)が分かる書類の提出が必要です。(例:給与明細など)

(8) マイナンバーカードまたは通知カードと本人確認書類(運転免許証など)

- * 令和2年(2020年)5月25日時点で交付されている通知カードは、氏名、住所等の記載事項に変更がない場合又は正しく変更手続きがとられている場合に限り、有効です。
- * 被保険者証のコピーを提出される場合は、被保険者証の記号・保険者番号を見えないようにマスキングしたうえで、コピーをご提出ください。

(9) その他必要書類

別紙『保育料等及び保育必要量について』を確認し、例えばきょうだい¹が私立幼稚園等に入園予定の場合など別途必要な書類を必ず確認してください。また、上記以外に、必要に応じて書類のご提出をお願いする場合があります。

【注意事項】

- ・保育料は市区町村民税額を基に決定します。自営業等で税務署への申告に該当しないかたであっても、市区町村への申告は必要です。令和4年(2022年)1月1日現在にお住まいの市区町村への申告等を行ってください。所得が未申告のかたは税額が確認できませんので、申告状況をご確認のうえ、未申告の場合は必ず期日までに、申告等を行ってください。未申告などにより市区町村民税の課税の状況が確認できない場合は、保育料を最高額で決定します。
- ・令和4年(2022年)1月1日時点において箕面市に住民登録がなかった等の理由により税額が確認できない場合、マイナンバー(個人番号)による情報連携で税額の確認を行います。ただし、マイナンバー(個人番号)による情報連携ができない場合やマイナンバー(個人番号)による照会を希望しない場合は、課税証明書等の提出が別途必要です。

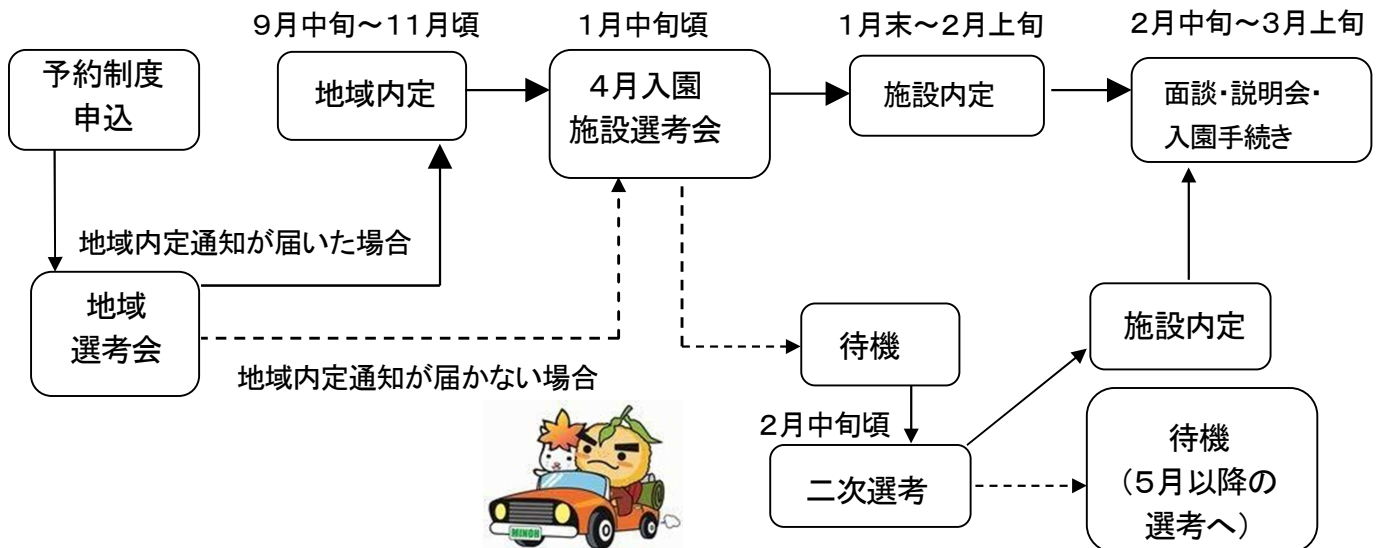
6. 申込内容に変更が生じた場合

申込み後に次のような変更があった場合、必ず子ども総合窓口にご報告ください。

- * 児童・保護者の氏名、住所、連絡先の変更(市内で引っ越しをする。転出が決まった。転入した。)
- * 世帯員の構成(同居者が変わる。祖父母と同居・別居する。結婚・離婚するなど)
- * 新たに妊娠、出産の予定がわかったとき
- * 職場託児等の利用状況(職場託児や認可外保育施設、一時保育などを利用し、育児休業から復職した場合は復職証明書、勤務先や勤務時間に変更があった場合は勤務証明書をご提出ください。)
- * 保育施設の入園申請理由の変更(例:就労→出産)
- * お子さまの食物アレルギーや疾病などの健康状態



7. 申込み後の流れ



※入園予約制度は、保育の必要度に応じて選考しますので、内定を確約するものではありません。

9月中旬～11月頃に地域内定通知が届かない場合も、1月中旬頃に施設選考を行います。**取り下げをしない限り**、選考を行いますので改めて申請書をご提出いただく必要はありません。

※地域内定は、希望順位の高い施設への内定を確約するものではなく、施設の選考の結果、希望順位の低い施設に内定する場合があります。

※希望施設の順番を変更する場合は、11月30日(水)までに別紙「希望施設について」を再度ご提出ください。電話での変更はできません。期間を過ぎると変更はできません。

※施設の決定は、1月末～2月上旬に発送の利用調整結果通知が届くまでお待ちください。

(電話でのお問い合わせは一切お答えできません。)

※一次選考で第2希望以降の施設に内定した場合、二次選考の対象にはなりません。転園を希望するかたは令和5年5月以降の「転園希望届」をご提出ください。

※一次選考で待機となった場合、二次選考で内定の可能性があります。二次選考でも待機となった場合、5月以降は毎月の選考対象になります。今回提出された申込書は、**取り下げを希望しない限り令和6年(2024年)3月選考まで有効**です。取り下げを希望のかたは「利用調整取下届」をご提出ください。

※待機となった場合、認可外保育施設(企業主導型)や一時保育もご検討ください。

8. 注意事項

(1) 以下の理由により内定を取り消すことがあります。

- * 勤務予定先、復職予定先や勤務時間を報告なしに変更・退職していた場合
- * 申込み及び面談調査のときに虚偽の記入または申告があった場合
- * 家族状況や、保育が必要な理由に変更があり、「3. 対象児童」に該当しなくなった場合

保育要件に満たない可能性がある場合は、書類の提出を依頼するとともに、勤務(予定)先への調査や個人面談により市が確認を行う場合があります。保育要件に満たないと判明した場合は内定の取り消しや退園となります。

(2) **求職中または復職予定で入園されたかた、未提出書類のあるかた**については、勤務証明書や勤務実績報告書、復職証明書などを4月末日までに提出していただく必要があります。期日までにご提出いただけない場合、保育要件の確認ができないため**退園となる可能性**があります。